

令和2年第1回大竹市教育委員会

令和2年第1回大竹市教育委員会を、令和2年1月24日（金）9時30分から大竹市役所屋外多目的室において開催した。

1 出席及び欠席委員の氏名

教育長	小西啓二	出席
1番	畠中透	出席
2番	新矢佳弘	出席
3番	中田美穂	出席
4番	池田良枝	出席

2 出席職員の氏名

(総務学事課長)	真鍋和聰
(総務学事課)	重安千陽
(〃)	中川香代子
(〃)	瀬川隆司
(〃)	桑原崇志
(生涯学習課長)	柿本剛
(生涯学習課)	安藤好博
(〃)	三井佳和
(〃)	坂井渉

3 会議に付した議案及び議決・可否数等

教育長 小西 啓二 が議事進行。

議事録署名委員の指名 池田 良枝

日程第1 会期決定について 本日1日限りと決定。

日程第2 議案第1号 大竹市スポーツ推進委員の委嘱について

事務局説明

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、スポーツの推進に熱意と能力のある者を大竹市スポーツ推進委員として委嘱するもの。これにより、現在20名いるスポーツ推進委員は21名になる。任期は令和2年2月1日から令和2年3月31日までとしている

主な質疑等

(新矢委員) どちらに在住の方か。

(事務局) 廿日市市在住である。

(新矢委員) スポーツ推進委員にかかわらず、各種委員について、大竹市への在住要件はあるのか。

(事務局) スポーツ推進委員に関する規則の中には、大竹市在住などの要件は明記されていない。今回、本人の意志があり、職場からの推薦もあったことから、委嘱させていただくものである。

なお、非常勤特別職については、法律に市内在住要件が規定されている場合もあるが、一般的には市内市外という区分けはないと考えている。

(畠中委員) これは欠員補充か、それとも追加になるのか。

(事務局) 規則においては定員を 23 名以内と定めている。今回は追加ということになる。

議案第 1 号採決 全員が賛成し原案どおり可決

日程第 3 報告第 1 号 職員の長時間勤務に係る面接指導実施規程の制定について

事務局説明

令和元年 12 月 25 日付けで「職員の長時間勤務に係る面接指導実施規程」について、大竹市、大竹市教育委員会ほか、行政委員会等の合同訓令の形で定めることとなった。本規程の制定に至る経緯や背景について説明する。

改正労働安全衛生法が平成 31 年 4 月 1 日に施行された。その改正のポイントはいくつかあるが、この規程の制定に係るところでは、労働者の健康管理の強化ということになる。これは長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康障害の危険性が高い状況にある労働者を見逃さないために、医師による面接指導が確実に実施されるよう、その要件等が変更または明記されたものである。また、事業者は労働者の労働時間の状況を把握しなければならないことも法定された。

次に法改正を受け、この度制定した規程の概要について説明する。趣旨については、第 1 条において、長時間にわたる勤務により健康障害が懸念される職員に対する医師による面接指導の実施について、必要な事項を定めるものとしている。第 2 条では、面接指導の対象となる職員として、時間外勤務時間が 1 月につき 100 時間を超えた職員、直近の 2 カ月から 6 カ月の 1 月あたりの時間外勤務時間の平均時間が 80 時間を超えた職員、それら以外で時間外勤務時間が 1 月につき 80 時間を超え、面接指導を受けることを希望する職員を規定している。

第 3 条から第 8 条までには、面接指導の実施に係る手続きや必要な事後処理の実施等について規定している。

主な質疑等

(新矢委員) 80 時間を超える、または 100 時間を超えるといった部署が、大竹市の行政の中にあるのか。

(事務局) 職員全体の人事担当課である総務課に確認したところ、夏の参院選の時期に、選挙管理委員会事務局の職員が 80 時間を超えたとのことだった。通常業務の中では、今年度に限って言えば 80 時間を超えたところはないと聞いている。

(新矢委員) 教育現場における学校の先生方の働き方は、ある程度改革されているのか。

(事務局) 業務改善や働き方改革として、例えば、必ずしも先生がやらなくてよいと思われる印刷作業等をスクールサポートスタッフにしてもらおうといった仕事の仕分けや、学校行事等を目的と照らし合わせて精選していく取組など、学校のほうも努力をしている。我々教育委員会も、提出書類の見直しや、市教委主催の研修を減らす取組などを行っているところである。また、働き方改革の方針として、厚生労働省が過労死ラインとする時間外勤務 80 時間を基準に、令和 3 年度までに 80 時間超えをゼロにする目標を教育委員会から学校に示している。

一人一人の先生がどのくらい働いているか学校から実績を出してもらっているが、1 学期と 2 学期を比較すると、80 時間超えは減ってきている。生徒指導の事案が起こったときや、行事の時期などは時間外勤務が多くなる傾向にあるが、全体としては主に学校の工夫と努力で徐々に減っている状況である。

(池田委員) 今回の規程の制定は大竹市の職員に対するものだが、学校現場の教員に関して、県の方から細かい規定は出ているのか。

(事務局) 先日文部科学省から指針についての通知があった。この指針においては、繁忙期であっても時間外勤務が 100 時間を超えてはならないとか、2～6 カ月平均が全て 80 時間を超えてはいけないといった、事務職員と同様の内容を教育委員会の規則に定めることとされている。

(中田委員) 規程の中にストレスチェックのような票があるが、これは規定された時間外勤務時間を超えた時に行うものなのか。また、日頃から職員を対象にストレスチェックをして、現状を把握する取組が行われているのか教えてほしい。

(事務局) 規程中の面接指導自己チェック票については、対象になった時に行うものである。なお、ストレスチェックは総務課が行っており、我々職員は年 1 回受検している。

報告第 1 号 報告のとおり承認

日程第 4 報告第 2 号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について

事務局説明

障害のある児童生徒の就学先の決定については、学校教育法施行令第 18 条の 2 により、市町教育委員会は保護者及び専門的知識を有する者の意見を聞く旨定められている。このため、教育委員会は就学指導委員会に諮問を行い、当該委員会は各学校における専門部会においてその子の状態等について検討する。そして最終的に第 2 回就学指導委員会において、その子の障害の状態、教育上必要な支援の内容、保護者の意見等を総合的に考え、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室といった就学先を教育委員会に答申する。

答申を受け、教育委員会において決定することになるが、学校教育法施行令第 5 条及び第 11 条に基づき、市内小中学校への就学者の保護者に対しては、翌学年の初めから 2 カ月前の 1 月中までに入学期日を通知する必要がある、また県教育委員会に対しては、3 カ月前の 12 月中までに特別支援学校の就学者氏名等を通知する必要がある。入学決定通知と併せて特別支援学級の就学及び通級指導教室の通級に関することを通知することが望ましいため、教育長において専決をし、この場で報告をするものである。

なお、答申書の別紙には、学校・学年・氏名等が記載されているが、プライバシーを考慮し、今回は人数と学級のみを報告させていただいた。

主な質疑等

(新矢委員) 特別支援学級の児童生徒への教育は、どのような形で行っているのか。特別に誰か付いているのか。

(事務局) 特別支援学級支援員を市費で配置している。

(教育長) 個別のその子に応じた教育計画があり、それに基づいて本務者である担任が一人付く。さらに支援員がその子の目標が達成できるよう支援している。

(新矢委員) いろいろな名称の特別支援学級があるが、クラスの分類はどのように行っているのか。

(事務局) 障害を併せ持っている子供の場合は、主たる障害により、特にどちらの障害に配慮して自立活動等の取組を行った方が良いのかという観点で分類している。

(畠中委員) 資料「特別支援学級設置状況」の平成 31 年度と令和 2 年度予定を比較して見ると、児童生徒数が増えたり減ったりしているが、理由は何か。

(事務局) 就学指導委員会における審議の結果、特別支援学級から通常学級に転級する場合がある。一方、通常学級にいたが、特別支援学級の方がその子の力が伸びるであろうと判断された子供もいる。このため、年度によって人数の増減が出てくる。

(畠中委員) 通級教室に行った方が良いという判断は誰がするのか。

(事務局) 就学指導委員会で審議して通級教室の入級を決めている。審議にあたっては子供の学校での状態, 検査結果, 保護者の意見等々を踏まえ, 大竹市就学指導委員会の学識経験者や専門医, その他学校長, 学校における特別支援教育コーディネーター等々が審議して, 一人一人判断している。

(新矢委員) 年度替わりでなく, 例えば2学期の途中から入級することはあり得るのか。

(事務局) 就学指導委員会や通級指導教室審査委員会で審議をさせていただいて, 途中から入級することは可能ではある。ただ, 例年はそういった事例はない。

(池田委員) 特別支援学級にいた子供が通常学級に転級するにあたって, 配慮が必要になることはあるのか。

(事務局) 通常の集団の中で学習をした方が, この子にとって良いと判断されるときがある。そうした場合であっても, 一定の配慮は必要であり, 見守りながら学校生活を送らせていくことになる。

(畠中委員) 児童生徒数は減っているのに, 特別支援学級の在籍数は増えている。

(教育長) その子の特性に応じて, 教育として何がベストなのかを考えている。広島県や全国を見ても増えていく傾向にある。

(池田委員) 社会環境も要因にあると思う。

(中田委員) 保護者の意見などを踏まえて, 特別支援学級に入級するかどうかを決めるとのことだが, 最初の段階で, おそらく対象児童の保護者の多数は入級を希望していると思う。逆に, 保護者はあまり意識していないが, 学校の方から特別支援学級への入級についてアドバイスすることはあるのか教えてほしい。

(事務局) 学校から見て, 特別支援学級のほうで個別に勉強した方がその子の力が伸びるのではないかと判断される場合もある。ただ, 保護者によってはなかなかご理解いただけないケースもある。医師の話と検査結果などの客観的なデータを基に理解を得るよう努力している。

報告第2号 報告のとおり承認

日程第5 報告第3号 令和2年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

事務局説明

市で使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条において、文部科学省から送付される目録に掲載された教科用図書のうちから種目ごとに 1 種の教科用図書について採択する旨定められている。

しかし、特例として、特別支援学級で使用する教科用図書については、学校教育法附則第 9 条により、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書を使用することが適当でない場合は、文部科学省著作教科書や一般図書といった、ほかに適切な教科用図書を使用することができることとされている。

そこで、第 6 回教育委員会定例会において承認していただいた「令和 2 年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」に基づき、学校の中で特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書を選定し、第 9 回定例会において、特別支援学級で使用する教科用図書を採択していただいた。

しかしその後、就学指導委員会においての審議結果を受け、学校において実態に合う適切な教科用図書を選定したところ、小学校「国語」「生活」、そして中学校「国語」については、採択している教科用図書の中に適したものがなかった。

教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 14 条第 1 項により、使用する前年度の 8 月 31 日までに行うべきではあるが、今回は第 2 項「9 月 1 日以降に新たに教科用図書を採択する必要が生じた場合」に該当するので、速やかに採択する必要があった。9 月以降に一般図書の追加が生じた場合は、12 月中に県教育委員会へ報告する必要があることから、教育長において処理したものである。

主な質疑等
質疑なし

報告第 3 号 報告のとおり承認

教育長（小西 啓二）

以上をもって本日の議事日程をすべて終了したことを告げ、閉会を宣言した。

10 時 20 分散会